

津市私立幼稚園協会補助金交付要綱

平成18年1月1日訓第38号

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立幼稚園における幼児教育の振興と充実を図るため、私立幼稚園の設置者で組織する津市私立幼稚園協会に対し、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号）の規定に基づき、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の補助金は、「津市私立幼稚園協会補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第3条 補助金は、本市の区域内において私立幼稚園で組織する津市私立幼稚園協会に対して、協会の管理運営等にかかる費用をその対象として、これを交付するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金は、前条に規定する費用について、予算に定める範囲内において、これを交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度の決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(実績の報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受け、補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）が完了したときは、補助事業の成果を記載し

た補助事業完了実績報告書に、当該補助事業が完了したことを証する書類及び収支内訳書を添えて市長に提出しなければならない。

(完了の認定)

第8条 市長は、前条の補助事業完了実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定しなければならない。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容及びこれに対する条件に違反したとき、又は支持に従わなかったとき。
- (5) 正当な理由がなく、補助事業完了実績報告書を提出せず、又は検査若しくは監査を拒んだため、補助事業の内容が確認できないとき。

(検査等)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた学校法人で組織する協会及び学校法人に対し、補助金の使途及び補助事業の実施状況に関し、検査し、又は監査を行うことができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお合併前の津市教育委員会補助金交付要綱昭和51年4月1日施行）又は久居市私立幼稚園運営費補助金交付要綱（平成12年8月1日施行）の例による。